

川崎市告示第111号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

令和8年3月6日

川崎市長 福田紀彦

令和7年度 施術（あん摩・マッサージ）の部 指定（新規・開設）

指定番号	指 定 年 月 日	名 称 開 設 の 場 所	施術者指名
川-4702	令和8年1月21日	オーロラ鍼灸マッサージ治療院 中原区今井南町37-23 P r i m a S K 武蔵小杉参番館101	成田 大
川-4703	令和8年1月21日	オーロラ鍼灸マッサージ治療院 中原区今井南町37-23 P r i m a S K 武蔵小杉参番館101	西田 博之
川-4704	令和7年10月9日	A I 訪問鍼灸マッサージ 東京都世田谷区等々力2-19-2 宝光ビル203	志賀 雪乃

令和7年度 施術（はり・きゅう）の部 指定（新規・開設）

指定番号	指 定 年 月 日	名 称 開 設 の 場 所	施術者指名
川-7396	令和8年1月21日	オーロラ鍼灸マッサージ治療院 中原区今井南町37-23 P r i m a S K 武蔵小杉参番館101	成田 大
川-7397	令和8年1月21日	オーロラ鍼灸マッサージ治療院 中原区今井南町37-23 P r i m a S K 武蔵小杉参番館101	西田 博之
川-7398	令和7年10月9日	A I 訪問鍼灸マッサージ 東京都世田谷区等々力2-19-2 宝光ビル203	志賀 雪乃